



【納税証明】郵送申請 チェックリスト



必要書類の不足や手数料の過不足があると、証明等を発行できない場合があります。
お手数をお掛けいたしますが、申請前に以下の内容を必ずご確認ください。

1 必要書類の同封

- ☐ 納税証明申請書(郵送用)(下記2参照)
- ☐ 手数料(定額小為替)(無記名)(下記3参照)
- ☐ 返信用封筒(下記4参照)
- ☐ その他必要書類(下記5参照)※代理人が申請する場合も含む

2 納税証明申請書

- ☐ 各欄に記載漏れはありませんか。
※必ず日中に連絡がとれる電話番号を記載してください。

3 手数料(定額小為替)(無記名)

- ☐ 有効期限が切れていませんか。
※有効期限が迫っている定額小為替の送付はご遠慮いただきますようお願いします。
- ☐ 過不足はありませんか。(1税目につき400円)
※同一税目についての数年度分の証明は1件となります。
※法人事業税・特別法人事業税と法人住民税は2税目と数えます。
※固定資産税・都市計画税(土地家屋)と固定資産税(償却資産)は1税目と数えます。

4 返信用封筒

- ☐ 切手の貼り忘れはありませんか。
- ☐ あて先は、「都税の納税通知書送付先」または「都税事務所に届けている住所(本店または主たる事務所の所在地)」になっていますか。
- ☐ (それ以外の住所に送付を希望する場合や代理人の方等が申請する場合)
送付先住所が確認できる書類はありますか。
※官公署が発行した書類に限ります。

5 その他必要書類

- ＜本人が申請する場合＞
(「都税の納税通知書送付先」又は「都税事務所に届けている住所(本店又は主たる事務所の所在地)」以外の住所への送付を希望する場合)
 - ☐ 送付先住所が確認できる官公署が発行した書類の写し(運転免許証等)
- ＜相続人が申請する場合＞
 - ☐ 相続人であることが分かる書類の写し(戸籍謄本等)
 - ☐ 被相続人の死亡の事実が確認できる書類の写し(除籍謄本等)
 - ☐ 送付先住所が確認できる官公署が発行した書類の写し(運転免許証等)
- ＜法人代表者が申請する場合＞
(代表者住所への送付を希望する場合)
 - ☐ 代表者の資格を証する書類の写し(商業登記簿謄本等)
(支店所在地への送付を希望する場合)
 - ☐ 所属する法人の支店所在地が確認できる官公署が発行した書類の写し(商業登記簿謄本等)
- ＜代理人が申請する場合＞
 - ☐ 委任状、同意書、代理人選任届等(原本)
 - ☐ 送付先住所が確認できる官公署が発行した書類の写し(運転免許証等)

必要書類の詳細については、東京都主税局HPをご覧くださいか、
都税事務所にお問い合わせください。

申請を受け付けてから発送までに1週間～10日程度かかりますので、あらかじめご了承ください。



郵送請求先はこちら

〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター 宛